

平成28年12月27日
東北経済産業局

指定旧供給地点の指定を行いました

本日、東北経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第5項の規定に基づく指定旧供給地点の指定を行いました。

1. 指定旧供給地点の指定について

- ・今年10月及び11月に、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第5項の規定に基づく指定旧供給地点の指定対象案について、パブリックコメントを実施しました。
- ・その後、提出された御意見や電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ検討を行った結果、本日、別紙のとおり指定を行うことと致しました。

(参考：指定旧供給地点とは) 来年4月のガス小売全面自由化においても、需要家保護の観点から、他のガス小売事業者やLPガス、オール電化などといった他の財との適正な競争関係が認められない場合においては、経過措置として現行の小売料金規制を課すこととしており、その対象となる供給地点を指定するもの。

2. 指定事業者及び供給地点群

- ・ [指定対象リスト（別紙）](#)

(参考)

①指定旧供給地点の指定に係るパブリックコメントの受付を開始しました

(平成28年10月28日(1回目)、11月11日(2回目) 東北経済産業局)

http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/161028.html

http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/161111.html

②指定旧供給地点の指定（東北経済産業局所管分）に対する意見の募集の結果について

(平成28年12月14日 東北経済産業局)

http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/161214.html

③指定旧供給地点の指定について（回答）

(平成28年12月15日 電力・ガス取引監視等委員会)

http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/torihikikanshi/topics/pdf/161216.pdf

【お問い合わせ先】

東北経済産業局 電力・ガス事業課長 田中 祐正

担当者：早坂、阿部 TEL：022-221-4941（直通）